

大阪市告示第411号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年3月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
靱テニスセンター	令和8年4月6日（月）	午前9時から 午後9時まで
	令和8年4月13日（月）	
	令和8年4月20日（月）	
	令和8年4月27日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
靱テニスセンター	令和8年4月1日（水）から 同月5日（日）まで	午前9時から 午後9時まで
	令和8年4月7日（火）から 同月12日（日）まで	
	令和8年4月14日（火）から 同月19日（日）まで	
	令和8年4月21日（火）から 同月26日（日）まで	
	令和8年4月28日（火）から 同月30日（木）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）